

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 相続税の税務調査

**Q** : 私は、このたび父を亡くし相続税の申告をしなければなりません。相続税の申告をすると調査があると聞きますが、申告した人すべてに調査があるのですか？

**A** : 臨宅調査があるかどうかは別として、相続税の申告は、すべて調査があります。

### 【解説】

提出した相続税の申告書は、すべて調査があります。

調査のポイントは次のような点ですが、この調査に疑問な点があるときは、臨宅調査に来ます。

- ① 申告書に記載されている預貯金や有価証券等の合計額が、被相続人の過去の可処分所得に見合っているかどうか。
- ② 相続人の保有している資産が、相続人の収入に見合ったものであるかどうか。
- ③ 被相続人の預貯金の動きに不明なものがないか、相続人の預金に流れていないかどうか。
- ④ 債務に見合う資産が計上されているかどうか。
- ⑤ 土地等の評価に間違いはないか。
- ⑥ 関係会社の株式の評価は、適正にされているか。節税スキームなどによって恣意的に評価が下げられていないかどうか。
- ⑦ 株主名簿の中に名義株がないかどうか(創業者社長であった場合は名義株が多い)  
関係会社との間で土地の貸借がある場合は、借地権の評価が適正になされているかどうか。

